

広島市役所本庁舎エレベーター等広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、エレベーター等広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) エレベーター等広告 エレベーター（広島市役所の本庁舎のエレベーター（1号機から8号機までに限る。）をいう。以下同じ。）の内部壁面、エレベーターホール壁面及びエレベーターホール案内板台座側面に設けた広告板（以下「広告板」という。）に掲載するポスター広告をいう。
- (2) エレベーター等広告業務 広告主の募集・決定、広告原稿の事前確認、広告原稿の納入、広告主との調整等エレベーター等広告掲載に係る一連の業務をいう。
- (3) 使用許可 広島市財産規則（昭和56年広島市規則第19号）第26条第1項の規定による使用許可をいう。
- (4) 広告料 エレベーター等広告業務の取扱いに係る契約の価額をいう。
- (5) 使用料 使用許可に係る使用料として、広島市財産条例（昭和39年広島市条例第8号）第2条の規定に基づいて算出した額をいう。
- (6) 申込価格 広告料として希望する額と使用料の額を合算したものをいう。

(エレベーター等広告の規格等)

第3条 エレベーター等広告の規格、掲載位置及び掲載期間並びにエレベーター等広告を掲載できる面積その他エレベーター等広告の募集に関しては、別に定め、市ホームページに掲載するものとする。

(広告代理店の決定)

第4条 エレベーター等広告業務は、広島市競争入札参加資格者名簿（別に定める登録業種に限る。）に登録している広告代理店でなければ、取り扱うことができない。

2 エレベーター等広告業務の取扱いを希望する広告代理店（以下「取扱希望広告代理店」という。）は、申込価格その他所定の事項を記載した広島市役所本庁舎エレベーター等広告代理店申込書（様式第1。以下「申込書」という。）を市長に提出するものとする。

3 市長は、第1項の規定により申込書を提出した取扱希望広告代理店のうち、記載した申込価格が最も高額であるもの（別に定める最低募集価格を超えるものに限る。）を、エレベーター等広告業務の取扱いに係る契約（以下「契約」という。）の相手方として決定する。この場合において、当該取扱希望広告代理店が2以上ある場合は、抽選によりこれを決定する。

(広島市契約規則の適用)

第5条 前条第3項の契約の相手方の決定及び契約の締結は、広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）の定めるところに従い行うものとする。

(行政財産の目的外使用許可)

第6条 第4条第3項の規定により契約の相手方として決定された取扱希望広告代理店（以下「決定広告代理店」という。）は、広告板にエレベーター等広告を掲載するに当たっては、広告板に係る使用許可を受けなければならない。

(掲載料の納付)

第7条 決定広告代理店は、その申込価格に相当する額（以下「掲載料」という。）を、市長が指定する日までに、本市が発行する納入通知書により納入するものとする。

(エレベーター等広告の内容の承認)

第8条 エレベーター等広告は、その内容についてあらかじめ市長の承認を得たものでなければ掲載することができない。

- 2 前項の承認を得ようとする決定広告代理店は、エレベーター等広告掲載（変更）承認願（様式第2）に掲載しようとするエレベーター等広告の原稿を添えて、市長に提出するものとする。承認を得たエレベーター等広告の内容の一部を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 市長は、前項の規定により提出されたエレベーター等広告の原稿の内容が要綱第5条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該決定広告代理店に対して当該原稿の内容の変更を求めることができる。この場合において当該決定広告代理店がその求めに応じなかったときは、第1項の承認をしない旨の決定をすることができる。
- 4 市長は、第1項の承認をするかどうかについて決定したときは、その結果をエレベーター等広告掲載（変更）承認通知書（様式第3）又はエレベーター等広告掲載（変更）不承認通知書（様式第4）により当該決定広告代理店に通知するものとする。

(エレベーター等広告業務の中止等)

第9条 決定広告代理店は、市長にエレベーター等広告業務取扱中止申出書（様式第5。以下「申出書」という。）を提出することにより、エレベーター等広告業務の中止を申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定により申出書が提出された場合は、その申出を承諾するとともに、契約を解除することができる。
- 3 前項の規定により契約を解除された決定広告代理店は、使用許可に係る必要な手続をとるとともに、未納の掲載料があるとき（エレベーター等広告の掲載開始日の前日までに契約を解除されたときを除く。）は、速やかにこれを本市に納入するものとする。

(エレベーター等広告掲載の一時中止)

第10条 市長は、天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合は、決定広告代理店に連絡した上で、エレベーター等広告の掲載を一時的に中止することができる。

(広告料の返還等)

第11条 既納の広告料は、返還しない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる額を返還するものとする。

- (1) エレベーター等広告の掲載開始日の前日までに、第9条第2項の規定により契約を解除した場合又は決定広告代理店の責めに帰することができない事由により、すべての広告板において

エレベーター等広告の掲載ができなくなった場合 広告料の全額

- (2) エレベーター等広告の掲載期間中に、本市の業務上やむを得ない事由が生じたことにより、又は決定広告代理店の責めに帰することができない事由（前条に規定する場合を除く。）により、すべての広告板においてエレベーター等広告の掲載ができなくなった場合 広告料のうち、エレベーター等広告を掲載できなかった月数に応じた額
- 2 前項第2号の場合において、月の中途にすべての広告板においてエレベーター等広告の掲載ができなくなったときの当該月分に相当する広告料の返還については、当該月の日数を基礎として日割りによって計算して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
- 3 第1項ただし書の規定により返還する広告料には、利息を付さない。
- 4 使用料の還付については、広島市財産事務取扱要領の規定によるものとする。

（決定広告代理店の責任）

- 第12条 決定広告代理店は、掲載したエレベーター等広告に関するすべての事項について一切の責任を負うものとする。
- 2 決定広告代理店は、エレベーター等広告の掲載に関して、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
 - 3 決定広告代理店は、エレベーター等広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、決定広告代理店の責任及び負担において解決しなければならない。
 - 4 決定広告代理店は、エレベーター等広告を掲載できる権利を第三者に譲渡してはならない。

（契約の解除）

- 第13条 市長は、決定広告代理店が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することができる。
- (1) 要綱第9条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
 - (2) 使用許可の条件又は契約の定めに違反したとき。
 - (3) 倒産、破産等によりエレベーター等広告業務を遂行することができなくなったとき。
- 2 第9条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除された決定広告代理店について準用する。

（委任事項）

- 第14条 この要領に定めるもののほか、エレベーター等広告の掲載について必要な事項は、企画総務局総務課長が定める。

附 則

この要領は、決裁の日（平成20年1月29日）から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月21日から施行する。